

北九保地介第3485号
平成29年 3月16日

各 介護サービス事業所 開設法人代表者 様
各 介護サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部長 武田 信一

介護サービス事業所における利用者の金銭の適切な管理について
(注意喚起)

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年1月に、介護サービス事業所を運営する法人の代表者が、利用者のキャッシュカードを使い高額の現金を引き出したとして、窃盗容疑で逮捕、起訴される不祥事が発生しました。また、他の事業所においても、職員による不適切な金銭管理が行われた事例がありました。

利用者の金銭管理については、利用者又は家族等により行われることを基本としますが、利用者の判断で適切に管理できず、家族等による管理も困難な場合は、専門機関の金銭管理サービスや成年後見制度を活用する等、利用者の財産を保護するため、適切な方法をご検討いただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない事情により、利用者又は家族等からの依頼において、事業所が金銭管理を行う場合は、次の枠内の事項を遵守する等、適切にご対応いただくようお願いいたします。

また、利用者の権利擁護について、改めて全職員に研修等を通じて周知し、不祥事防止に向け法人内部の管理体制を一層強化されますようお願い申し上げます。

【やむを得ず事業所が金銭管理を行う場合】

- 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること
- 適切な管理の確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること
- 入所者等との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること

【担 当】

北九州市 保健福祉局 地域福祉部
介護保険課 事業者支援係
TEL：093-582-2771

北九州市介護サービス事故に係る報告要領

1 趣旨

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設が保険者に対して行う事故報告については、この要領に基づき、適切に取り扱うものとする。

2 サービスの種類

事業所又は施設のサービスの種類については、次のとおりとする（介護予防サービス及び共生型サービスを含む。）。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 訪問系サービス | 指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定居宅療養管理指導 |
| (2) 通所系サービス | 指定通所介護（指定通所介護事業所の設備を利用し提供する夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスを含む。）、指定通所リハビリテーション |
| (3) 居住系サービス | 指定特定施設入居者生活介護 |
| (4) 短期入所系サービス | 指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護 |
| (5) 施設サービス | 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 |
| (6) 地域密着型サービス | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定夜間対応型訪問介護、指定認知症対応型通所介護（指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用し提供する夜間及び深夜の指定認知症対応型通所介護以外のサービスを含む。）、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用し提供する夜間及び深夜の指定地域密着型通所介護以外のサービスを含む。）、指定療養通所介護（指定療養通所介護事業所の設備を利用し提供する夜間及び深夜の指定療養通所介護以外のサービスを含む。） |
| (7) その他 | 指定居宅介護支援、指定介護予防支援、指定福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売 |

3 報告の範囲

9の根拠法令等に掲げる各サービスの基準における利用者又は入所者（以下「利用者」と総称する。）に対する各サービスの提供により事故が発生した場合については、直接介護を提供していた場合のみでなく、次の場合を含む。

- (1) 利用者が事業所又は施設（以下「事業所」と総称する。）内にいる間に起こったもの
- (2) 利用者の送迎中に起こったもの
- (3) その他サービスの提供に密接な関連があるもの

4 報告すべき事故の種類

(1) 報告すべき事故の種別は、次の内容とする。

転倒、転落、異食、不明、誤薬・与薬もれ等、誤嚥・窒息、医療処置関連（チューブ抜去等）、その他（感染症（インフルエンザ等）、食中毒、交通事故、徘徊（利用者の行方不明を含む。）、接触、職員の違法行為・不祥事、事業所の災害被災）

※ 「職員の違法行為・不祥事」は、サービス提供に関連して発生したものであって、利用者に損害を与えたもの。例えば、利用者の個人情報の紛失、送迎時の利用者宅の家屋の損壊、飲酒運転、預り金の紛失や横領などをいう。

(2) 報告すべき事故における留意点

- ① 死亡については、死亡診断書で、老衰、病死等の主に加齢を原因とするもの以外の死因が記載されたものを報告すること。
- ② けが等については、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故を報告すること。なお、報告すべきか不明の場合は、保険者に問い合わせること。
- ③ 食中毒、感染症等のうち、次の要件に該当する場合は、保険者への報告と併せて管轄の保健所に報告し、指導を受けること。

<報告要件>

- イ 同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間以内に2人以上発症した場合
 - ロ 同一の有症者等が10人以上又は全利用者の半数以上発症した場合
 - ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合
- ④ 従業員の直接行為が原因で生じた事故及び従業員の介助中に生じた事故のうち、利用者の生命又は身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明及び事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署に連絡すること。

（注）事故報告には該当しないが、これに準ずるもの（利用者が転倒したものの、特に異常が見られずサービス提供を再開した場合や、職員による送迎時の交通違反の場合等）については、個人記録や事故に関する帳簿類等に記録するとともに、ヒヤリ・ハット事例として事業所内で検討して、再発防止を図ることが望ましい。

5 報告の時期等

所要の措置（救急車の出動依頼、医師への連絡、利用者の家族等への連絡等）が終了した後、速やかに保険者に対して報告を行うこと。また、併せて居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所に対して報告を行うこと。

報告は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内に行うこと。ただし、事故の程度が大きいものについては、まず、電話等により、保険者に対し、事故の概要について報告すること。報告に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 利用者の事故について、事業所所在地の保険者と当該利用者の保険者双方に報告すること。
- (2) 報告後に、当該利用者の容態が急変して死亡した場合等は、再度報告を行うこと。

6 報告すべき内容

- (1) 事故状況の程度（受診、入院、死亡等）
- (2) 事業所の名称、事業所番号、連絡先及び提供しているサービスの種類
- (3) 利用者の氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、住所、保険者、要介護度及び認知症高齢者日常生活自立度
- (4) 事故の概要（事故発生・発見の日時及び場所、事故の種別、発生時の状況等）
- (5) 事故発生・発見時の対応（対応状況、受診方法、受診先、診断結果等）
- (6) 事故発生・発見後の状況（家族や関係機関等への連絡）
- (7) 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）
- (8) 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止先の評価時期および結果等）

7 保険者に対する事故報告の様式

別に保険者が定める事故報告書の様式がある場合はそれによることとし、基本的に上記6の項目を満たす必要がある。

事故報告書の様式の標準例は、別紙のとおりとする。

保険者への事故報告の提出は、電子メールによる提出が望ましい。

また、事故報告書は、基本的には利用者個人ごとに作成するが、感染症、食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る場合は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリスト（標準例の項目3「対象者」及び5「事故発生・発見時の対応」、各人の病状の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付してもよい。

8 記録

事故の状況及び事故に際して採った処理は必ず記録し、完結後5年間は保存すること。

9 根拠法令等

(1) 居宅サービス及び施設サービス

- ① 北九州市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年北九州市条例第51号）第10条（それぞれ第21条、第26条、第26条の6、第30条で準用する場合を含む。）、第7条、第20条、第25条、第26条の5、第29条
- ② 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第37条（それぞれ第39条の3、第43条、第54条、第58条、第74条、第83条、第91条、第119条、第140条（第140条の13で準用する場合を含む。）、第140条の15、第140条の32、第155条（第155条の12で準用する場合を含む。）、第192条、第192条の12、第206条、第216条で準用する場合を含む。）、第104条の3（それぞれ第105条の3、第109条で準用する場合を含む。）
- ③ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第35条（第49条で準用する場合を含む。）
- ④ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第36条（第50条で準用する場合を含む。）
- ⑤ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第40条
- ⑥ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 53 条の 10（それぞれ第 61 条、第 74 条、第 84 条、第 93 条、第 123 条、第 142 条（第 159 条で準用する場合を含む。）、第 166 条、第 185 条、第 195 条（第 210 条で準用する場合を含む。）、第 245 条、第 262 条、第 280 条、第 289 条で準用する場合を含む。）

(2) 地域密着型サービス

- ① 北九州市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年北九州市条例第 51 号）第 16 条
- ② 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 38（それぞれ第 18 条、第 88 条、第 108 条、第 129 条、第 182 条で準用する場合を含む。）、第 35 条（それぞれ第 37 条の 3、第 40 条の 16、第 61 条で準用する場合を含む。）、第 155 条（第 169 条で準用する場合を含む。）
- ③ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 37 条（それぞれ第 64 条、第 85 条で準用する場合を含む。）

(3) 居宅介護支援及び介護予防支援

- ① 北九州市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年北九州市条例第 51 号）第 16 条の 5 及び 38 条
- ② 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 27 条
- ③ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）第 26 条

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

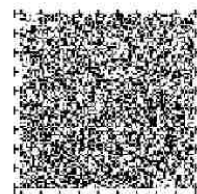
在宅医療・介護の円滑なサービス継続利用のために



暴力・ハラスメントが発生すると、皆さまへの質の高いサービス提供ができなくなるだけでなく、サービスの継続そのものが難しくなります。

住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、
暴力・ハラスメントの防止に、ご理解とご協力をお願いします。

こちらは目の不自由な方向への
音声コードです。右端の半円形
の切り欠きは、音声コードの位置
を示しています。



どのような行為が**暴力・ハラスメント**に当たるのか、**裏面**を確認してみましょう

これらは**暴力・ハラスメント**です



精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為



例

- 人格の利益を損なうような差別的言動を行う
- 特定の職員のことを無視する
- 正当な理由がない過度な要求を行う
- 暴言、強要等の不相当な方法による要求
- 嘘の情報を吹聴する
- インターネット上に、勝手に職員の顔写真や個人情報等を掲載したり、誹謗中傷や偏見等をあおる内容を投稿する



身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為



例

- コップを投げる
- たたく、蹴る、つねる、ひっかく、唾を吐く
- 怪我をさせる



セクシュアルハラスメント

性的ないやがらせ行為



例

- 必要もなく体を触る
- 卑猥な言葉での声掛け
- ヌード写真やアダルトビデオを見せる
- 特定の性別や年齢の職員の訪問を要求する

暴力・ハラスメントは、
いかなる場合でも

許されるものではありません。

損害賠償などの民事責任を問われるだけでなく、行為によっては暴行罪、傷害罪、脅迫罪、不同意わいせつ罪などの

犯罪に該当し、刑事責任を問われる場合
もあります。

高齢化の進行に伴い、ますます医療や介護のニーズが高まる中、今後も在宅医療・介護サービスを継続して提供していくためには、在宅医療・介護職員が、安心・安全に働くことのできる環境づくりが重要となっています。

また、利用者が適切にサービスを受けることができる権利も、大切です。

**お互いに信頼関係を築き、
在宅医療・介護サービスの円滑な
継続利用につなげましょう。**



福岡県ホームページに暴力・ハラスメント対策や、適切なサービスを受けるための県民向け相談窓口を掲載しています。

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



北九州市は

スケッター

募集してます！

無資格・未経験でもOK

スキマ時間を生かして、福祉の助っ人になりませんか？



スケッター

とは？

資格や経験がなくてもできる、**身体介助を伴わない**

「**スポットのお手伝い**」をしたい地域住民と、介護施設を、
有償ボランティアとしてマッチングするサービスです

特技を生かしたレクリエーションの提供や、食事の準備片付け、
お話し相手・見守りなど「スキマ時間」に「自分のできること」で参加できます！
(有償のボランティアとして謝礼金を受け取れます)

レク



イベント



コミュニケーション



news

北九州市と
「スケッター」は
10月に連携協定を
締結しました
地域全体で福祉を支える、
令和の互助インフラ
構築を目指します

お手伝い検索



さまざまな自治体と連携
しながら「スケッター」を
提供するプラスロボ社
のHPをご覧ください



- 北九州市は、令和6年10月1日に「未来の介護大作戦 第3弾」を公表しました

- その中で、広く市民を対象に介護に関わるきっかけを作り、体験・経験を通じて、介護業界への関心をより多くの方に持って欲しいと考えました

- そして、身体介助以外のしごと地域の方も参加していただくことで、地域ぐるみで介護を支える「介護シェアリング都市」の実現を目指します

- そこで、北九州市は介護事業所と有償ボランティアをマッチングするサービス「スケッター」を提供する(株)プラスロボと連携協定を締結し、介護事業所と市民を繋ぐモデル事業を実施します

- 令和7年2月から介護事業所と介護に関心がある方々とのマッチングをスタートします

ご興味がある方のご参加をお待ちしています



高齢期の安心を支える

**「介護シェアリング都市」
の実現へ**

「スケッター」連携により期待すること



スケッターの現場を
ご覧いただけます！
(テレビ特集) ➡



このチラシは「介護人材のすそ野拡大に向けた取組の連携協定」に基づき
北九州市（保健福祉局介護保険課）と(株)プラスロボが共同制作したものです

最新情報の入手のお願い

介護サービス事業の適正な運営を行っていただくためには、法令を遵守しなければなりません。

介護保険法はもちろんのこと、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)及び同省令の解釈通知「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号)、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)及びその留意事項通知(平成12年3月1日老企第36号、平成12年3月8日老企第40号)などが基本的な法令となりますので、熟読の上、遵守いただきますようお願いいたします。

また、介護保険六法や介護保険制度の解説書、介護報酬の解釈書を入手するのはもちろん、日頃から厚生労働省等やワムネット(独立行政法人福祉医療機構の運営する保健・福祉・医療の総合情報サイト)、北九州市等のホームページ(HP)をチェックするなど、常に最新の情報を入手するよう心掛けてください。

北九州市のホームページにおいても、最新の介護保険に関する様々な市からのお知らせ等について情報提供を行っておりますのでご確認ください。

- ・ 厚生労働省のHP: www.mhlw.go.jp
- ・ ワムネット(WAMNET)のHP: www.wam.go.jp
- ・ 福岡県庁のHP: www.pref.fukuoka.lg.jp
- ・ 北九州市のHP: www.city.kitakyushu.lg.jp

【介護保険課からの介護サービス事業者に対する、主要な関係通知のHP掲載場所】

北九州市トップページ → 青色「くらしの情報」選択 → 「健康・福祉」をクリック → 「介護・介護予防」をクリック → 「介護」をクリック → 「その他」をクリック